

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	18 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 及 び 同 年 8 月

私は、昭和 60 年 3 月末日でそれまで勤務していた会社を退職し、同年 4 月 17 日に A 区役所で国民年金の加入手続をした。国民年金加入後は、定期的に国民年金保険料を納付していたと思う。60 年 4 月から同年 6 月までの保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月末日でそれまで勤務していた会社を退職し、同年 4 月 17 日に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、定期的に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人の申述のとおり 60 年 4 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間については、同年 5 月に国民年金保険料を納付した記録となっており、申立人が 2 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

私は、A市で国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していた。妻の保険料は納付されているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の保険料をいつも一緒に納付していたとすると、申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、夫婦連番で昭和41年3月頃に払い出されたと推認され、A市の国民年金被保険者名簿によると、納付日の確認できる昭和46年度から55年度までの期間のうち、申立期間を含む50年度以外の期間は、申立人とその妻は全て同じ日付で納付していることから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立期間の前後は納付済みとなっている上、その妻は申立期間について保険料が納付済みとなっており、申立人が、3か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 56 年 7 月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私は、勤務していた A の閉店と同時に退職し国民年金に加入した。国民年金保険料は定期的に納付し、住所の移動の際も住所変更届出と同時に国民年金の継続の手続をして保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月 9 日に会社を退職した後に国民年金に加入し、国民年金保険料を定期的に納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び B 市の被保険者名簿に名簿作成日が「52. 8. 30」と記録されていることから、申立期間中の昭和 52 年 8 月頃に払い出されたと確認でき、申立期間は、過年度及び現年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金の移動については、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人氏名の備考欄には「53. 12. 28 C 区」と記載され、B 市の被保険者名簿の転出後市町村欄には「C 区 S53. 2. 26 転出」と記載されており、また、申立期間直後の海外在住の期間の届出については、特殊台帳及び D 市の被保険者名簿の資格得喪欄に、海外に出国の昭和 56 年 8 月 11 日に資格喪失、入国の 58 年 8 月 23 日に資格取得日と記載されており、58 年 8 月頃に国民年金の資格を取得し、その後の住所の移動届出等手続を適切に行っているにもかかわらず、国民年金保険料を全く納付しなかったとする

のは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の海外在住を除いて申立期間以外に未納は無く、前納や口座振替による保険料の納付及び厚生年金保険から国民年金保険への切替手続を適切に行っており、保険料の納付意識も高かったものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、月額 3,000 円か 4,000 円くらいの保険料を納付したと主張しているところ、実際の保険料は、2,730 円から 4,500 円に推移しており、申立人の主張する額におおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで

私は、会社を退職後、昭和46年3月にA区役所において自分で国民年金の加入手続きを行い、母がその保険料を納付してくれた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、昭和46年3月にA区役所において自分で国民年金の加入手続きを行い、その母が保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年4月から5月頃にかけて払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間以外に未納は無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は、申立期間を含め全期間納付済みである上、その母が4か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで

私は20歳になった昭和45年\*月頃、自分でA市役所（現在は、B市A支所）において、国民年金の加入手続を行い、最初の3か月間の保険料はA市役所で納付した。それ以降は、C納税組合へ市民税等とともに保険料を納付していた。

それにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、C納税組合へ保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年1月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②は国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿（旧台帳）及びA市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料の定額保険料は未納で、差額保険料のみ納付された記載になっているが、差額保険料のみ納付し、定額保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②前後の国民年金保険料は納付されており、申立人が12か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続きを行い、最初の3か月間の保険料はA市役所で納付し、それ以降は、C納税組合へ保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり昭和48年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①のうち45年1月から同年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、45年10月から47年3月までの期間は、保険料は納付できる期間であるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年12月まで  
申立期間について、私はA区役所で国民年金の加入手続を行い、その後はB信用金庫C支店において、保険料を納付した。  
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、B信用金庫C支店で保険料を納付したとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和63年4月頃に払い出されたと推認され、申立期間の国民年金保険料は納付できる期間である。

また、申立人の申立期間直前の保険料は納付済みであり、申立期間以後は未納が無く、申立人が9か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から5年3月まで  
② 平成8年5月

申立期間①について、私は、満20歳になった平成2年\*月頃に、A市役所で国民年金の任意加入手続を行った。A市役所では正面玄関を入ってすぐのところの会議用の長テーブルが2脚並べてあり、その場で国民年金の加入手続を行い、男性職員に現金を手渡し、年金手帳をもらった。加入手続後の納付については、A市役所に同様の長テーブルが設置されており、毎月その男性職員に現金を手渡して納付していた。

申立期間②についても、申立期間①と同様にA市役所において現金で保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、A市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成7年6月頃に払い出されていると推認され、このことからすると、申立期間②は国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立人の申立期間②直前の国民年金保険料は納付済みであり、申立人が1か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、A市役所に設置された簡易テーブルにて国民年金の加入手続を行い、現金で保険料を納付後、国民年金手帳を受け取り、その後は国民年金保険料を同様の簡易テーブルで納付したとしている。しかしながら、A市役所は「国民年金事務の手続は窓口のカウンターで行っており、簡易テーブルで手続をしていたことはない。」、「（国民年金保険料は納付書による納付のため）市役所の国民年金担当窓口では国民年金保険料を納付することはできない。（市役所内の銀行派出所での納付は可）」、「国民年金手帳も郵送で送付した。」としていることから、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は上記1のとおり、平成7年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 2 月まで

私は、昭和 56 年頃に老後の蓄えの一つとして国民年金に加入した。しかし、保険料額に疑問を感じ、昭和 57 年に一般の生命保険会社の年金型保険に切り替えたので 57 年 3 月からは納付していないが、申立期間は約 1 万 6,000 円を銀行に行って納付していたにもかかわらず、申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 56 年頃、老後の蓄えとして国民年金の加入手続を行い、保険料は A 銀行 B 支店（当時）において納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 56 年 7 月 23 日に任意加入被保険者の資格を取得した際に払い出されたと確認できることから、申立期間は国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立期間について、その夫は共済組合に加入していることがオンライン記録から確認でき、申立人は被扶養配偶者であり、国民年金は任意加入被保険者であったと推認されるところ、申立人が加入手続のみを行い国民年金保険料が納付していないのは不自然である上、8 か月と短期間である当該期間の保険料が納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から43年3月まで

私は、昭和41年2月から同年4月頃にA区役所の職員と思われる人が自宅に来て国民年金の加入手続をした。集金に来た人に保険料も納付した。保険料は初め100円で後に250円になった記憶がある。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和41年2月から同年4月頃にA区役所の職員と思われる人が自宅に来て国民年金の加入手続をし、集金に来た人に保険料も納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、43年1月頃に払い出されたことと推認されることから、申立期間のうち42年4月から43年3月までは保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、国民年金から厚生年金保険への切替手続も適切に行っている上、国民年金に任意加入していることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間のうち昭和40年12月から42年3月までは、保険料は遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は、国民年金の保険料を集金人にそのつど納付し遡って納付したとする記憶が明確でない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 48 年 4 月頃 A 町役場で国民年金に加入し、保険料も納付した。国民年金手帳にも、保険料納付済と記載されている。申立期間が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月頃 A 町役場で国民年金に加入し、保険料も納付しており、国民年金手帳にも保険料納付済と記載されていると申し立てているところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 48 年度国民年金印紙検認記録欄及び国民年金印紙検認台紙欄に「昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料は納付済です。」と記載されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 48 年 4 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 56 年頃に A 町役場から国民年金保険料の納付の催促があり、納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年頃に A 町役場から国民年金保険料の納付の催促があり、納付したことを覚えているとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 50 年 8 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったと考えられる上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA所（現在は、B株式会社）に勤務し、C共済組合員（以下「共済組合員」という。）であったことが認められることから、申立人の共済組合員としての資格取得日を昭和45年7月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万7,908円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月1日から同年10月1日まで  
昭和45年3月5日にA所のD部署にE員として採用され、同年7月1日にF員（社員）となってG部署にH係として勤務していたにもかかわらず、同年7月1日から同年10月1日までの被保険者期間の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった人事記録について、I社は原本と相違ないとしていることから、申立人が申立期間である昭和45年7月1日から同年10月1日までF員として、当時のA所のG部署に勤務していることが確認できる。

また、J共済組合は、申立期間当時のC共済組合は公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）及びC共済組合運営規則により、共済組合員として対象になるのは準職員と職員が該当することから、申立人は共済組合員であると認められると供述しているとともに、申立人が挙げた同期採用で一緒にK部署へ転勤した同僚は、申立期間においても共済組合員であることが確認できる。

このことから、共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第5条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされるから、申

立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 45 年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額是国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により計算することとされており、申立人は、同法の適用対象となる期間として、申立期間以外に 45 年 10 月から 61 年 3 月までの共済組合員期間（当該期間は 18 万 7,908 円）を有している。このことから、申立人の申立期間及び 61 年 3 月以前の共済組合員期間における標準報酬月額に基づき、同条に規定される標準報酬月額を再計算すると、上記の標準報酬月額と同額であることから、申立期間の標準報酬月額については、18 万 7,908 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間における資格取得日は昭和51年5月17日、資格喪失日は同年8月13日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月17日から同年8月13日まで  
昭和51年5月17日にA株式会社に入社し、同年8月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたと認められる。

また、申立人が提出した厚生年金基金加入員証の発行者であるB基金の管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が勤務した事業所は、A株式会社であることが確認できる上、同基金の管理する厚生年金基金加入員台帳及びA株式会社に係る事業所別被保険者名簿から申立人の資格取得日は昭和51年5月17日、資格喪失日は同年8月13日と記載されていることが確認できる。

さらに、B基金は「申立期間当時、資格取得届及び喪失届は複写式の帳票を使用していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年5月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月13日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記事業所別被保険者名簿の記録から8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は7万3,000円、申立期間②は45万7,000円、申立期間③は9万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月15日  
② 平成19年11月30日  
③ 平成20年3月14日

Aに平成17年8月23日から20年11月30日まで勤務した期間のうち、3回の標準賞与額が賞与明細書と異なっている。申立期間の記録を賞与明細書のとおり訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、申立人が提出した平成19年3月15日付け、同年11月30日付け及び20年3月14日付けの各賞与明細書より、申立人が当該期間において賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額は、上記の賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成19年3月15日は7万

3,000 円、同年 11 月 30 日は 45 万 7,000 円及び 20 年 3 月 14 日は 9 万 1,000 円、とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「平成 19 年 3 月及び同年 11 月は誤った額を届け出てしまった。20 年 3 月は届出を失念した。」としており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間③について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる平成20年6月は標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を21年2月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成20年7月25日は2,000円、同年12月25日は17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年1月20日から同年5月21日まで  
② 平成20年5月21日から21年2月1日まで  
③ 平成21年2月1日から同年9月1日まで  
④ 平成20年7月25日  
⑤ 平成20年12月25日

平成20年1月20日よりA株式会社に勤務しているが、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった期間及びほかの期間の標準報酬月額について、提出した給料明細書の給与額と年金記録が一致していないので訂正してほしい。また、申立期間の賞与が、厚生年金保険の被保険者記録から漏れているので正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成20年1月20日から21年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間

のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）をその他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年1月20日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間③に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると18万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成20年6月において、申立人は標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間④及び⑤について、申立人が提出した給与明細書によると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準給与額について、厚生年金特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額の低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準給与額については、上述の給与明細書において確認できる給与総支給額及び保険料控除額から、申立期間④は2,000円、申立期間⑤は17万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主への照会に対する回答を得られないが、事業主から提出のあった給与計算表から平成20年7月25日及び同年12月25日において、給与が支給された被保険者が複数確認できることから、これら全ての者について、申立期間に係る標準給与額の記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る給与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していな

いと認められる。

- 3 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書及び申立人の申述内容から申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人から提出された本人名義の健康保険被保険者証によると、資格取得年月日の欄に平成21年5月21日と記載されている上、前述の給与明細書によると、20年1月から同年4月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額よりも低額及び同額となっていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を昭和48年2月から同年5月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月1日から48年2月1日まで  
② 昭和48年2月1日から同年6月1日まで

ねんきん定期便が届いたことから、厚生年金保険の記録では、株式会社Aに勤務していたときの標準報酬月額が、昭和47年6月から同年9月までは10万4,000円、同年10月から48年5月までは9万8,000円、同年6月から同年11月までは11万8,000円と記録されていることを知った。

保存していた給与支給明細表を調べたところ、毎月の給与は変わっていないのに、申立期間当時の標準報酬月額が下がっているのは納得がいかないので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した株式会社Aの給与支給明細表により、申立人は、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与支給明細表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致していないところ、当該申立期間に係るオンライン記録の標準

報酬月額、B基金及びC組合における標準報酬月額と一致していることから、事業主は、当該給与支給明細表で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違についても申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

しかしながら、申立期間①における標準報酬月額については、申立人の昭和47年11月から48年2月までの期間の給与支給明細表により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に基づく標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月1日に、株式会社BのD工場における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和38年8月は2万円、同年9月から同年11月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年5月1日から27年5月14日まで  
② 昭和37年10月1日から38年8月21日まで  
③ 昭和38年8月21日から同年12月1日まで

主人は、昭和24年5月1日にE株式会社（現在は、F株式会社）G所に入社し、入社時はH課I係として勤めていたが、課長さんに勧められてJ課K係に異動になったと話していたが、同社での申立期間①の厚生年金保険の記録が抜けている。また、A株式会社には、昭和34年4月1日に入社し、57年6月30日まで継続して勤務しているが、申立期間③の厚生年金保険の記録が無く、加入記録が途中で切れているのはおかしいので調査してほしい。同社での申立期間②の標準報酬月額の記録についても、前年より下がっているので、調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人の株式会社Bに係る雇用保険被保険者記録、及び同社から提出された申立人に係る辞令原簿並びに従業員台帳に

よると、申立人は、株式会社Bに継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、株式会社BのC工場、同社D工場における資格喪失日及び資格取得日については、申立人が昭和38年9月10日付けH兼務の辞令発令時には、同社D工場でL課M係長として勤務していることが確認できること、及び39年4月1日付け辞令で同社D工場への異動が確認できる同僚の同工場での資格取得日が発令日の翌月1日であることなどの株式会社Bにおける異動日に係る記録から判断すると、38年9月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の昭和38年8月21日のC工場における資格喪失時の記録及び同年12月1日の申立人のD工場における資格取得時の記録から、同年8月を2万円、同年9月から同年11月までの期間を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、F株式会社が保管していた申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業所は、申立人が昭和27年5月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を同年同月15日に社会保険事務所に提出していることが確認できるとともに、同社は、「申立人が、昭和24年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出は行っていない。申立期間①の厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、株式会社Bから提出された申立人に係る従業員台帳の前職歴欄によると、申立人は、昭和24年4月から27年3月までの期間をN株式会社で事務員として勤務していたことが記載され、同年4月から33年3月までの期間をE株式会社G所で事務員として勤務していたと記載されていることが確認できる。

さらに、申立書に添付されていた申立人の実姉が申立人の妻に宛てた手紙では、実姉は、申立人が昭和24年から26年までの3年間を鉄工会社で勤務し、退職してからすぐE株式会社G所に勤めたと思っていた旨

を記載していることを踏まえると、申立人は、申立期間①に同社とは別の会社に勤務していたと推認できる。

なお、申立人が申立期間①に勤務していたと考えられるN株式会社は、O地に厚生年金保険の適用事業所として2社確認できるが、P市にあるN株式会社は適用事業所となったのが昭和32年6月1日からであり、Q市にあるN株式会社は適用事業所となったのが48年6月1日からであることが確認でき、両社共に申立期間①より後に厚生年金保険の適用事業所となっている。

このほか、申立期間①について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、A株式会社C工場における昭和37年10月から38年7月までの期間に係る標準報酬月額の変動について申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、同工場において申立人と同じ役職（R、S、T）にあった複数の同僚が、「自分の事業所での標準報酬月額の記録は、事実と相違していないと思う。」と回答している上、株式会社Bからは、「申立てにある標準報酬月額の変動については、現時点で検証する資料が無く不明であるが、社史によると、当時は業績悪化による給与遅配や賃下げがあった事実が記載されており、その理由によるものではないかと考えられるが、確たる証拠は無い。」との回答があった。

また、申立人と同じ役職にあった同僚20人の標準報酬月額を確認したところ、申立人を含め昭和36年9月1日資格取得時の標準報酬月額より下がっている同僚が5人確認できるとともに、申立人より標準報酬月額が低い班長職が3人確認できることから、事業主が、申立人の標準報酬月額のみを同僚の取扱いと異なり低額で届出していたとは考え難い。

さらに、申立人のA株式会社C工場に係る被保険者原票（紙台帳）の標準報酬月額の欄には、「36.9.1 24千円」及び「37.10.1 20千円」の記載が確認でき、標準報酬月額の変動の取消し、訂正等の形跡は見当たらない上、申立期間②に係る保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人がオンライン記録よりも高い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかは確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は41万9,000円、申立期間②は37万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日  
② 平成20年7月31日

申立期間にA所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたので、年金事務所の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る給料台帳における賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は41万9,000円、申立期間②は37万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効によ

り消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は33万5,000円、申立期間②は30万1,000円、申立期間③は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日  
② 平成20年7月31日  
③ 平成20年12月24日

申立期間にA所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたので、年金事務所の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る給料台帳における賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は33万5,000円、申立期間②は30万1,000円、申立期間③は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主

による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は36万3,000円、申立期間②は32万7,000円、申立期間③は35万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日  
② 平成20年7月31日  
③ 平成20年12月24日

申立期間にA所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたので、年金事務所の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る給料台帳における賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は36万3,000円、申立期間②は32万7,000円、申立期間③は35万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は29万1,000円、申立期間②は26万2,000円、申立期間③は28万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日  
② 平成20年7月31日  
③ 平成20年12月24日

申立期間にA所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたので、年金事務所の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る給料台帳における賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は29万1,000円、申立期間②は26万2,000円、申立期間③は28万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は25万2,000円、申立期間②は22万7,000円、申立期間③は24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月14日  
② 平成20年7月31日  
③ 平成20年12月24日

申立期間にA所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたので、年金事務所の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る給料台帳における賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は25万2,000円、申立期間②は22万7,000円、申立期間③は24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①は12万1,000円、申立期間②は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月31日  
② 平成20年12月24日

申立期間にA所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたので、年金事務所の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立期間に係る給料台帳における賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は12万1,000円、申立期間②は26万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効によ

り消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和51年10月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月1日から52年12月21日まで  
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和51年10月から52年11月までの標準報酬月額は30万円となっており、51年9月までの標準報酬月額より下がっていたが、当時は50万円から60万円ほどの給料を受けており、給料が減額されたことも無かった。調査と記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和51年10月の期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和51年11月から52年11月までの期間については、申立人から給与明細書の提出はなく、申立人から提出された預金通帳により確認できる入金額は一定ではないこと等から、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額を推認することはできない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和38年12月から39年7月までは1万2,000円、同年8月及び同年9月は1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から40年1月1日まで  
② 昭和59年1月1日から61年1月1日まで  
③ 昭和63年1月1日から64年1月1日まで  
④ 平成3年1月1日から4年1月1日まで

年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が当時受け取っていた給与額よりも低くなっていた。当時の給与明細書を保管しているので、調査と記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和38年12月から39年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、38年12月から39年7月までは1万2,000円、同年8月及び同年9月は1万6,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 39 年 10 月から同年 12 月までの期間、申立期間②、③及び④については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

## 埼玉厚生年金 事案 6291 (事案 5350 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年1月及び同年2月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成元年10月1日まで  
② 平成6年10月1日から9年9月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間の前後の標準報酬月額と比較すると低くなっている。勤務している途中で、標準報酬月額が下がったり、前と同じ標準報酬月額に戻ったりすることは不自然だ。納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、i) 事業主及び申立期間当時の厚生年金保険業務担当者の供述、ii) 事業主が保管する健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書及び健康保険被扶養者(異動)届等に記載された標準報酬月額が、オンライン記録と一致していること等を理由として、平成23年4月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 しかしながら、今回の調査において、申立期間②のうち平成9年1月及び同年2月については、A所が保管する申立人に係る賃金台帳から、申立人は、当該期間において、標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥

当である。

なお、申立人の申立期間②のうち平成9年1月及び同年2月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る保険料の納付について分かる資料等を保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、申立人が提出した昭和63年分及び平成元年分の給与支払報告書における社会保険料と、申立人の主張する標準報酬月額で試算した社会保険料を比較すると、同給与支払報告書の社会保険料の方がいずれも下回っているため、申立人の主張する標準報酬月額に対応した社会保険料が控除されていたとは考え難い。

4 申立期間②のうち、平成6年10月から同年12月までについては、申立人が提出した平成6年分の給与支払報告書における社会保険料と、申立人の主張する標準報酬月額で試算した社会保険料を比較すると、同給与支払報告書の社会保険料の方が下回っているため、申立人の主張する標準報酬月額に対応した社会保険料が控除されていたとは考え難い。

また、申立人が提出した平成6年12月分の給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額36万円に対応した保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、平成8年11月及び9年3月の被保険者報酬月額変更届を除いた、事業主が保管している6年10月、7年10月及び8年10月の被保険者標準報酬決定通知書によると、届出されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、申立期間②に係るオンライン記録によると、標準報酬月額に係る遡及訂正処理は見当たらない。

加えて、申立期間②のうち、平成6年10月から同年11月まで及び7年1月から8年12月までの申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、



申立人が申立期間①及び②のうち平成6年10月から8年12月まで及び9年3月から同年8月までについて、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年8月1日から14年10月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額が12万6,000円であったとしているところ、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、11万8,000円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、11万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年1月21日から14年10月1日まで  
② 平成14年10月1日から16年7月1日まで  
厚生労働省の記録では、A株式会社に正社員として勤務した期間のうち、両申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が給与と比較し11万8,000円及び9万8,000円に減額されているのはおかしいので、調査し訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成13年8月から14年9月までの期間について、A株式会社における申立人の標準報酬月額は、11万8,000円と記録されていたところ、14年9月18日付けで、13年10月及び14年10月の定時決定の記録を取り消した上で、13年8月から14年9月までは9万8,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社では、当時の被保険者14人中、申立人を除く10人は、平成13年9月21日付けで同年10月からの定時決定を取り消し、標準報酬月額を1等級から7等級にわたってそれぞれ減額されていることが認められる。

さらに、B市役所から受領した申立人に係る平成14年度及び15年度課税証明書と事業主から提出された給与台帳から判断すると、給与の総

支給額はほぼ一致するものの、社会保険料控除額合計額とは一致せず、訂正前の標準報酬月額（11万8,000円）で算出するとほぼ一致することが確認できる。

加えて、当時の同僚で回答のあった二人は、「遡及訂正処理は事業主及び専務が行った。」と供述しており、また、「資金繰りが悪くなり給与の遅配が行われ、社長より社会保険庁(当時)の担当者と相談して社会保険料を下げたと話があった。」とも供述している。

これらを総合的に判断すると、平成14年9月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の13年8月から14年9月までの標準報酬月額の記録について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成13年1月21日から同年8月1日までの期間について、申立人は標準報酬月額を12万6,000円であったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、資格取得時である同年1月21日に11万8,000円に決定されている上、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を確認できる給与明細書等も無い上、事業主から提出された申立人に係る給与台帳からは、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額と同額が控除されていることが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、平成13年1月21日から同年8月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、平成13年1月21日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、A株式会社から提出のあった申立人に係る給与台帳によると、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、事業主はオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと認められる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年5月29日まで  
② 平成9年1月1日から同年2月3日まで

申立期間①について、厚生年金保険料として平成7年5月から8年5月まで給与から同じ金額（1万6,500円）を控除されていたのに、7年10月に標準報酬月額が20万円から18万円に下がっているので、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正してほしい。

また、申立期間②について、保険料の控除は23月について行われたが、日本年金機構の記録では加入期間は22月しかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、有限会社Aに係る給与支払明細書より、申立人は当該期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しているため確認することができない上、元役員の一人名は当時の資料が無いことから不明としているが、当該事業所

が当時加入している厚生年金基金における申立人の資格取得日は、オンライン記録における資格取得日と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与支払明細書において保険料を控除され、資格取得したと認められる平成9年1月については社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は平成7年4月の資格取得時に20万円と決定され、同年10月の定時決定において18万円とされているが、当該定時決定は、同年5月から同年7月まで3か月間の報酬の総額を3で除して得た額に基づき決定されることとなることから、当該算出額はオンライン記録と一致する。

また、申立人から提出のあった株式会社Bにおける給与明細書により、申立人が申立期間①に係る保険料として控除された額は、平成7年9月分以前の保険料額と同額であり、当該保険料額に相当する標準報酬月額は20万円であることが確認できるものの、給与支払明細書において確認できる支給額合計に相当する申立期間①の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（18万円）を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年12月15日を1万8,000円に、16年3月15日を7万7,000円に、18年12月15日を28万3,000円に、19年3月15日を4万8,000円に、同年6月29日を22万9,000円に、同年12月14日を31万6,000円に、20年7月31日を33万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月15日  
② 平成16年3月15日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年3月15日  
⑤ 平成19年6月29日  
⑥ 平成19年12月14日  
⑦ 平成20年7月31日

平成15年12月15日から20年7月31日までの期間にA所から、支給された賞与7回分の記録が無い。保険料控除の事実を確認できる賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書及び事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る

厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 12 月 15 日は 1 万 8,000 円に、16 年 3 月 15 日は 7 万 7,000 円に、18 年 12 月 15 日は 28 万 3,000 円に、19 年 3 月 15 日は 4 万 8,000 円に、同年 6 月 29 日は 22 万 9,000 円に、同年 12 月 14 日は、31 万 6,000 円に、20 年 7 月 31 日は 33 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月31日から44年1月1日まで  
② 昭和48年12月30日から49年1月1日まで

申立期間①については、A株式会社を昭和43年12月末に退職したので、厚生年金保険の資格喪失日は44年1月1日になるはずである。申立期間②については、B株式会社C工場を48年12月末に退職したので、厚生年金保険の資格喪失日は49年1月1日になるはずである。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び事業主の証言により、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和43年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険及び厚生年金基金の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と一致しており、D基

金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、B 株式会社は、申立期間に係る保険料の控除及び納付については不明と回答しているが、事業主が提出した申立人に係る資料により、申立人が昭和 48 年 12 月 29 日に退職していることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立事業所における申立人に係る雇用保険の離職日は昭和 48 年 12 月 29 日であることが確認できるところ、申立人と同じ同年 12 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失した同僚 3 人の雇用保険の離職日は、いずれも申立人と同じ同年 12 月 29 日であることが確認できる。

さらに、申立人は同僚への照会を希望していないことから、申立人が申立期間②に継続して勤務していたこと及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成12年4月から16年3月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年3月まで  
② 平成12年4月から16年3月まで

私は、20歳になった平成10年\*月頃、両親に、私の学生期間の国民年金保険料については免除の手続きをしておくように依頼し、両親は、私の学生期間の免除申請を行った。申立期間①及び②当時は、私は大学生であり、申立期間①が免除、申立期間②が学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、20歳になった平成10年\*月頃、その両親に、申立人の学生期間の国民年金保険料については免除の手続きをしておくように依頼し、その両親は、申立人の学生期間の免除申請を行ったとしている。しかしながら、申立期間当時は、免除の申請は毎年度実施することとされ、また、学生納付特例の手続きは免除申請手続とは別に行う必要があったところ、その父は、申立人の学生期間の免除申請については1度だけ行ったと証言しており、オンライン記録では申立期間①直前の平成10年2月から11年3月までの期間が免除期間となっていることから、その父が免除申請を行い承認された期間は、この10年2月から11年3月までの期間であったと推認され、また、申立人は申立期間①及び②に係る免除及び学生納付特例の申請には関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が申立期間①について免除の承認を受けたこと及び免除申

請書を提出したことを確認できる資料は無く、申立期間②について学生納付特例の承認を受けたこと及び学生納付特例申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかにこれらの承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間①の免除及び申立期間②の学生納付特例について申請を行い、承認を受けたことを裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間②が学生特例納付期間であったものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から53年3月まで

私は、会社を辞めた昭和48年9月頃、再就職先が個人経営の店舗であったので、A市（現在は、B市）で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は私が納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和48年9月頃、A市で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料は申立人自身が納付していたとしている。しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年4月21日に加入届を行った記録となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年4月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間のうち48年9月から50年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、51年1月から53年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私は、ねんきん特別便で国民年金に未加入及び未納期間があることを知った。国民年金保険料は、私がA銀行（現在は、B銀行）C支店かD市役所内のA銀行派出所で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら国民年金に加入し、国民年金保険料をA銀行C支店か、D市役所内の同銀行派出所で納付したと主張しているが、国民年金の加入時期、納付書の形式、納付場所を特定できないなど国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和54年9月頃に夫婦連番で払い出されたと推認されるところ、申立人が現在所持している年金手帳の初めて被保険者になった日欄には「昭和53年12月26日」と記載され、オンライン記録の資格取得日も同年同月同日とされていることから、その時点では、申立期間のうち52年4月から53年11月までの期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできない。また、申立期間のうち53年12月から54年3月までの期間は過年度納付により保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立人に係るD市の被保険者名簿の53年度欄には「拒否」と押印されている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、3か月1万3,300円と主張しているが、実際の保険料は、3か月6,600円及び8,190

円であり、申立人が主張する額と大差になっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 63 年 4 月頃 A 市役所で国民年金に加入し、同年 7 月又は同年 8 月頃に郵送された納付書で、5 万円強くらいの保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月頃 A 市役所で国民年金に加入し、同年 63 年 7 月又は同年 8 月頃に郵送された納付書で、5 万円強くらいの保険料を納付したとしているが、申立人の加入手続及び保険料納付等の記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は、平成 10 年 7 月 31 日に資格得喪記録が追加された際に未納期間となったものであり、それまでは未加入期間であり、制度上国民年金保険料の納付はできなかった期間であったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年8月から同年12月まで  
会社を辞めた翌月の平成5年8月頃、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その際に、私の妻の国民年金の加入手続も併せて行ったと記憶している。保険料は納付書が送られてきたので、B銀行等で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた翌月の平成5年8月頃、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、その際に、その妻の国民年金の加入手続も併せて行ったと記憶しており、保険料は納付書が送られてきたので銀行等で毎月納付していたと申し立てているが、オンライン記録によると、申立期間は10年8月3日に国民年金被保険者資格の得喪記録が追加された結果生じた未納期間である上、A市の国民年金の電算データにも申立期間の最初と最後の日がそれぞれ資格取得日及び資格喪失日として職権により入力されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間に申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとするその妻も、オンライン記録によると、その期間は平成9年4月17日に得喪記録が追加訂正された結果生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認され、制度上保険料を納付することはできなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、申立事案の口頭意見陳述においても、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 4486 (事案 3713 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 5 月までの期間及び 63 年 3 月から平成 3 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から 62 年 5 月まで  
② 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 11 月まで

私は、昭和 56 年 3 月に A 所に入社後、同年 5 月に厚生年金保険に加入させられていたことから、就業形態を臨時の条件に変更し、厚生年金保険を脱退して国民年金に加入した。58 年 2 月から 11 か月間は、再度、厚生年金保険に加入していたことになっていた。その後、B 所に入社してからも一時は厚生年金保険に加入したが脱退し国民年金に加入した。申立期間①及び②とも C 区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は郵便局や銀行で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、厚生年金保険に加入させられていたことから、就業形態を臨時の条件に変更し、厚生年金保険を脱退して国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書により郵便局や銀行等で納付していたとしているが、申立期間①及び②は平成 6 年 1 月及び 9 年 10 月の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと考えられることから制度上保険料を納付することはできない期間である上、記録が追加された時点では申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であること等から、既に当委員会の決定に基づく 22 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、新たな証拠や証言の提示は無く、

これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月

私は会社退職後、求職中であった平成3年1月の終わり頃に、A市役所（現在は、B市C区役所）から国民年金保険料を納付するように通知が送られてきたので、同市役所の左側の突き当たりであった年金課の窓口に出向き、現金で1か月分の保険料を納付した記憶がある。申立期間が未加入期間になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、求職中であった平成3年1月の終わり頃に、A市役所から国民年金保険料を納付するように通知が送られてきたので、同市役所の左側の突き当たりであった年金課の窓口に出向き、現金で1か月分の保険料を納付したと申し立てているが、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間であると考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、自身の公的年金加入履歴等を記載したとするメモを所持しており、そのメモの平成3年1月の日付欄には、「1月分国民年金市役所へ支払う」と記載がある。しかしながら、そのメモは国民年金保険料額や納付年月日が記載されていない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示すほかの関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 63 年頃、母が私の国民年金の加入手続を A 市役所で行い保険料を納付してくれたと思う。平成 3 年頃に未納分の督促が私のもとに同市役所から送られてきたので、当時既に結婚が決まっていた主人に相談したところ、納付するように言われたので、3 回又は 4 回に分けて B 銀行（現在は、C 銀行）で保険料を納付した。納付した金額は全部で 10 万円を超えていたと記憶している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 63 年頃、その母が A 市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、平成 3 年頃に同市役所から申立人のもとに未納分の督促が送られてきたので、申立人は 3 回又は 4 回に分けて銀行で保険料を納付したと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、申立人は、国民年金の加入手続及び当初の保険料納付に関与していない上、申立人の記憶も曖昧であるため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 3 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインによる氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連



資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 6 月 30 日  
② 平成 20 年 12 月 10 日

A所から支給された申立期間の賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより厚生年金保険法第 75 条（保険給付の時効の規定）に該当し、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額は、当初、平成 20 年 6 月 30 日は 52 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 57 万 5,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 23 年 5 月に、20 年 6 月 30 日は 56 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 61 万 5,000 円に訂正されているところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初、記録されていた標準賞与額となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された賞与支給明細書によれば、各申立期間の賞与総支給額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致しており、控除された各申立期間に係る厚生年金保険料についてもオンライン記録上の標準賞与額に基づく保険料と一致していることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
日本年金機構から厚生年金記録のお知らせが届き、A 株式会社に勤務していた平成 10 年 6 月から同年 10 月までの期間のうち、10 月の標準報酬月額だけが 30 万円から 24 万円に下がっているが、そんなはずがないので申立てをする。申立期間の標準報酬月額を調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、平成 10 年 6 月 22 日から同年 10 月 31 日まで A 株式会社に勤務し、同社に 30 万円の標準報酬月額の約束で入社したにもかかわらず、同年 10 月に 24 万円に下がったことに対して申し立てしているところ、オンライン記録により、申立期間に係る標準報酬月額が、被保険者資格取得時（被保険者資格取得日は 10 年 6 月 22 日）においては 30 万円、同年 10 月の定時決定においては 24 万円となっていることが確認できる。

これについて、A 株式会社は、「申立人については、日給月給対象者であり、入社時は 30 万円の約束であったが、給与明細書より平成 10 年 7 月について欠勤が確認できることから、欠勤控除により算定基礎届における定時決定の対象月の報酬月額が 24 万円になったのではないかと思う。」と証言しているところ、同社が提出した給与明細書より、10 年 7 月の給与支給額は 23 万 9,240 円となっており、同年 10 月 1 日の定時決定時の標準報酬月額（24 万円）に見合う額となっていることが確認できる。

このことから、通常、平成 10 年 10 月 1 日の定時決定は、同年 5 月から

同年7月までの月を算定対象月とし標準報酬月額を決定するところ、申立人については同年6月22日に入社したため、同年7月だけが算定対象月となることから同月分の給与に基づき届出が行われ、同年10月からの申立人の標準報酬月額は24万円と決定されたことがうかがえる。

また、A株式会社が提出した給与明細書からは、申立期間に係る厚生年金保険料控除額は確認できず、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額について、確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月1日から同年12月28日まで  
② 昭和45年1月9日から同年6月7日まで  
③ 昭和45年6月8日から同年11月22日まで  
④ 昭和46年1月11日から同年9月11日まで

平成21年8月に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、株式会社A、B株式会社、C株式会社での厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金が支給された期間となっていることを知った。これらの会社にいた時には厚生年金保険に加入していたことも知らなかったし、脱退手当金をもらう手続をした記憶も無い。

申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名押印及び住所の記載が確認できるが、当該住所は、脱退手当金裁定請求時に申立人が居住していた住所であることが確認できることなどから、当該脱退手当金は、申立人の意思に基づき請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給金額額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金が、D社会保険事務所（当時）において昭和47年3月21日に請求され、同年4月19日にC株式会社の本社を管轄するD社会保険事務所（当時）に当該請求書が送付されていることが確認できるとともに、当該社会保険事務所の裁定伺書では、同年5月11日に裁定が行われ、同年5月19日に送金したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月2日から37年1月1日まで  
平成22年9月頃、脱退手当金に関するお知らせが届き、A有限会社に勤務していた期間が脱退手当金受給済みとなっていることを知った。脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年1月の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給資格を満たす者9人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給記録があり、うち6人が約4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同日に資格喪失した者の脱退手当金の支給決定日は申立人と同日であることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年5月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から同年 10 月 29 日まで  
A株式会社における申立期間の標準報酬月額が、50 万円から 17 万円に訂正されているが、社会保険の事務手続を行っていた自分が当該訂正を届け出たか否か分からない。申立期間の標準報酬月額の記録を 50 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 50 万円と記録されていたところ、平成 8 年 10 月 29 日に、同年同月 1 日付け定時決定を取り消した上で、同年 2 月 1 日に遡って申立人の標準報酬月額を 17 万円とする随時改定が行われ、同時に申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、申立人は申立期間当時、A株式会社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「社会保険の手続は自分が行っていた。平成 8 年 10 月 29 日に厚生年金保険から脱退したのは、会社の経営状況が厳しく、保険料の負担を抑えるためだった。」と供述していることから、同日に行われた一連の随時改定処理等について、社会保険事務所（当時）が、代表取締役であった申立人の関与無しに、勝手に処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案 6272 (事案 4394 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から32年12月まで  
昭和28年頃、A区B町\*丁目のC株式会社に入社し、工場長の指導でD業務に従事した。32年頃、病気のため一旦休職して、35年11月に再度、C株式会社に入社した。この会社に住所を移して住み込みで働いていた。会社に年金に入らないと言った覚えは無いのだから、自動的に加入させるのが会社の責務だと思う。法律で加入しなくても良い制度があるのが問題である。申立期間にCに働いていたのは間違いないので、申立期間について、再調査して被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、C株式会社のE部は、全て従業員による請負製の製造となっていて厚生年金保険には未加入であったとの同僚供述があること、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者及び同僚が申立人と同じ職種だったとして名前を挙げた者の中に、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い者が確認できること、及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できないこと等を主な理由として、既に当委員会の決定に基づいて平成22年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について「自分は会社に雇われ、F業務の仕事をしていたので社会保険に加入していたはずだ。」として、再申立てを行っている。

再申立に係る調査において、同僚照会を申立人が休職後の再入社した頃に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に対して範囲を広げて同僚照会を行ったところ、E部の複数同僚から供述が得られ、そのうちの1

人は、「G職経験者はC株式会社社長がHを持ってきて、簡単なI等の課題を出して技能をチェックして担当を決め、未経験者の場合は、Hの名前を覚えたり、算数を勉強したりしてF業務を覚える。F業務はE部の一部門であり、G職になる前の基礎段階であり、早くても3年間はG職にはなれない。入社する段階で報酬については業務と関連して説明があったはずである。私の厚生年金保険は『J制』（請負制）の途中から昭和35年7月に加入させていただいた。」と供述している。

また、別の同僚の一人は、「私は、数年ほかのK店で経験してから、昭和32年に入社した時点で『J制』のG職従事者と言われ、社内外注の扱いで請負仕事の成果で報酬をもらっていた。しかし、一度辞めて、それから5年後に再入社した時に社会保険に加入させてもらった。昭和35年、36年頃から『J制』でも徐々に社会保険への加入が浸透して行ったと記憶している。」と供述している。

さらに、上記の供述及びほかの同僚の供述から、申立期間当時のF業務は、E部の業務の一部門であり基本的にはJ制に発展させて行く前段階であり、見習期間としての位置づけであったことがうかがえる。

加えて、上述の同僚は、『J制』（請負制）から給与制に変わった前後の精算書を保管しており、『J制』（請負制）の期間においては保険料控除記載は無く厚生年金保険の加入後は保険料が控除されていることが確認でき、『J制』（請負制）でも厚生年金保険に加入する前は保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月から 13 年 9 月まで

A 職として B 所に勤務していた期間のうち、申立期間について、それまでの標準報酬月額が 38 万円だったのに 28 万円に引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 7 年 7 月 1 日付けの随時改定により、標準報酬月額が 38 万円から 28 万円に引き下げられているところ、申立人は申立期間について標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、平成 7 年 7 月から 12 年 11 月までの期間については、B 所の事業主は、「当該期間の人事関係等資料が保管されていないため、不明。」と回答している上、申立期間当時に同所に勤務していた複数の元同僚に照会した結果、具体的な供述を得ることができないことから、申立人が主張している報酬月額や保険料控除額を確認することができない。

一方、同所の事業主が提出した申立人に係る平成 6 年 7 月から 7 年 4 月までの従業員月別給料一覧表（以下「給料一覧表」という。）により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。ところ、事業主は、「給料一覧表から申立人の申立期間の標準報酬月額が大幅に下がった原因は、平成 6 年 7 月の給与時の時間外手当が 10 万 4,185 円、同年 8 月が 9 万 6,480 円となっており、同年 9 月以降の時間外手当は 1 万 506 円から 3 万 4,145 円までの間の額となり減少しているため

と考えられる。」と回答している。

また、同所の総務担当者は、「申立人の標準報酬月額が引き下がった時期は、申立人の配属先がC勤務からD勤務に変更となったことで、申立人の時間外手当が減少したことにより、標準報酬月額に10万円の差が出てしまったのだと思う。」と供述している。

さらに、事業主が提出した申立人に係る平成7年7月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書の備考欄には、「昇（降）給差の月額：5,000円」、「昇（降）給月：7年4月」、「勤務交代の為、時間外減」と記載されており、7年3月及び同年4月の給料一覧表を比較すると、基本給は4,000円増、調整手当は1,000円増で合計5,000円の固定給が増額していることが確認でき、上記標準報酬改定通知書の記載内容と一致していることが確認できる上、標準報酬改定の基礎となる7年4月から同年6月までの報酬月額は、当該標準報酬改定通知書と給料一覧表が一致していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の決定については、正しく決定されていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人のオンライン記録には、標準報酬月額の取消し及び遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

このほか、申立期間のうち、平成7年7月から12年11月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成12年12月から13年9月までの期間については、申立人が提出した13年4月分給与支給明細書及び13年分給与所得の源泉徴収票により、当該期間において、給与を支給され、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

当該期間については、上記給与支給明細書及び13年分給与所得の源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 2 月 5 日まで

A株式会社にて昭和 33 年 7 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録回答票によると、34 年 2 月 5 日から同年 3 月 15 日及び同年 6 月 1 日から 37 年 10 月 31 日までの記録しかない。申立期間はB部のC作業（D班）を担当して、給与からも社会保険、寮費、食費等も控除されていたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している事業所所在地、複数の同僚名及び勤務実態に係る申立内容並びに申立期間当時に勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の当時の直属の上司は、「私は経験者として入社しているので、途中入社の人と入社条件の相違は無いが、私自身も入社から厚生年金保険に加入するまで 11 か月の誤差がある。当時、社会保険制度に国民はそれほど関心も無く、中小企業に入社と同時に年金に加入するものだという意識は、従業員には無かった。」と供述している上、同社B部の当時の責任者は、「昭和 30 年代は商店から会社組織に変わる時であり、従業員は 200 人くらい、1日の労働時間は 12 時間、E工程は 1日 2 交代で、労務管理が行き届かない時期だった。社会保険については、申立人の申立期間の頃は見習期間があったと思う。自分自身も社会保険に加入したのは、入社後 1 年以上たってからだった。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚 14 人及びA株式会社に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録がある3人の合計17人に同僚照会し、13人から回答を得たところ、申立人と同様に入社してから7か月から1年以上後で厚生年金保険に加入となっている同僚が3人、入社日と厚生年金保険の加入日が相違していると回答した同僚が6人確認できることから、同社での入社後の厚生年金保険の加入についての取扱いは一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、A株式会社は昭和39年4月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び工場長は既に死亡している上、前記同僚照会から具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 3 月 21 日まで  
私の実父は、昭和 17 年 6 月頃から A 市に所在していた B 株式会社で働いていたが、米軍の空襲が激しくなったので、昭和 19 年 3 月頃より実家に近い同社 C 所に転勤して働いていたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。年金事務所に記録確認の期間照会をしたら、C 所の被保険者記録が判明した。しかし、D 地で勤務した被保険者記録があるはずなので、調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次男が、申立期間の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B 株式会社は、「申立期間当時、D 地に所在した E 所（戦前に同社の厚生年金保険適用事業所であったのは E 所と C 所である。）の従業員名簿において、申立人の氏名は無く、申立期間に申立人に給与の支払及び給与からの厚生年金保険料の控除はない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態等について、確認することができない。

また、B 株式会社 E 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 10 年 10 月から 19 年 6 月までの期間にわたる 432 枚、被保険者数延べ 9,000 名以上（当該被保険者名簿は書換えにより被保険者は重複している。）の記録を確認したものの、申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、B 株式会社 C 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後 13 枚、被保険者 195 人のうち、厚生年金保険手帳記号番号が F 地で払い出された「G」の課所符号が

ある者は9人いるが、そのうちの7人は同社E所から同社C所に転勤してきたことが確認できる（残りの2人は同社C所以前の被保険者記録が確認できなかった）。一方、申立人を含む残る186人の厚生年金保険手帳記号番号の課所符号は「H」であり、I地で払い出されたことが確認できる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、資格取得日は「19.3.21」と書かれ、B株式会社C所の被保険者記録しか記載されていない。

そのほか、申立人は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 8 月 30 日まで  
② 昭和 37 年 9 月 15 日から 38 年 1 月 14 日まで  
③ 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで  
④ 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 4 月 25 日まで  
⑤ 昭和 42 年 10 月 9 日から 45 年 7 月 31 日まで

私は、厚生年金保険を受給するには、25 年の加入期間が必要と思っていた。どの会社を退職するときも、「この用紙は次に勤めるときに出して下さい。」と言われ、入社したときは必ず提出していた。脱退手当金を受領したとされる昭和 46 年 1 月は、その前年の 4 月に前夫と結婚し、\*月に子供を出産した。

当時、私は、義母と夫、3 人で暮らしており、義母は年金の半分を家に入れてくれていたので、生活に苦労したという記憶は無い。また、脱退手当金を請求した覚えも全く無く、これは、間違いであると思うので、調査をして、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金裁定請求書によれば、申立人が、当時住んでいた住所が記載されている上、昭和 46 年 1 月 26 日付け国庫金送金明細のスタンプが押されている。

また、A 社会保険事務所（当時）には、申立人の戸籍抄本が保管されており、貼付した付せん用紙にも同様のスタンプが押されていることが確認できる。

さらに、脱退手当金の支給額におおむね計算上の誤りは無く、未請求期

間の事業所に係る被保険者期間については、脱退手当金が支給済みとなっている被保険者期間とは異なる厚生年金保険被保険者手帳記号番号で管理されていることが確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年1月1日まで

A区B地にあった有限会社Cにおいて、入社時の面接をした。その時、勤務地はD、E、Fにあると言われ、私はD地を希望し、当該D地の事業所で昭和38年2月から39年4月に退職するまで継続して働いており、途中で退職をしたり、勤務地が変わったことは無い。

国の記録によると、申立期間の被保険者記録が欠落しているので、第三者委員会で調査の上、当該期間の記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚は、「私は、申立期間当時、申立人とD地の事業所で一緒に働いていた。」と供述していることから、申立人は申立期間において有限会社C（又はG株式会社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時に有限会社C及びG株式会社において厚生年金保険被保険者であった5人（前述の同僚を含む。）の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、その全員について申立人と同様に被保険者期間の欠落が確認できることに加え、前述の同僚は「私も申立人と同じ期間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と供述していることから、当該事業所の事業主は、当該従業員について一時期厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、前述の同僚を除く前述の同僚4人は、死亡又は住所不明のため照会することができない上、事業主の弟は、「事業主は既に他界しており、申立人の申立期間に係る保険料控除については不明である。」と回答して

いるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録により、G株式会社は、昭和39年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、申立人に加え前述の同僚も給与明細書を所持しておらず、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から 35 年 6 月 21 日まで  
日本年金機構より、過去に勤務していた事業所の厚生年金保険が脱退手当金を受給した記録となっている旨のはがきが届いた。私はそのようなものを請求していないので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社 B 支社で払い出された厚生年金保険手帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 36 年 3 月 17 日より前の同年 2 月 9 日に、脱退手当金の裁定に必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から申立期間に係る脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているほか、申立人の脱退手当金は、支給金額に誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から47年5月30日まで  
申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間は正社員のA職従事者として勤務していたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B株式会社保管の給与支給内訳明細表において、申立人への支払記録は昭和47年3月分を除いて、46年10月分から47年6月分までであることから、期間の特定はできないものの、申立人はその月に対応する賃金計算期間には勤務していたと推認できる。

しかしながら、上記明細表では、厚生年金保険料の控除は上記の月分全てにおいて確認できない上、当該事業所は「当時事業所はC組合に加入し、資格の得喪について、健康保険は同組合に、厚生年金保険は社会保険事務所（当時）に別々に届け出していた。給与支給内訳明細表に申立人の認印もあることから、申立人は厚生年金保険料の控除がされないことについて承知していたと思われる。」と供述している。

また、当該明細表によると、申立人の健康保険料の控除は昭和47年1月、同年2月、同年4月、同年5月及び同年6月分で確認でき、同様に同明細表に記載されている同僚も健康保険料の控除はあるものの、厚生年金保険料の控除が無い者が複数確認できる。

さらに、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間に資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、当該事業所は組合管掌健康保険のため厚生年金保険の整理番号が記載されているが、その番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年10月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20万円となっているが、下がることはないはずで22万円から23万円のはずである。調査して、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A所に係る申立期間の標準報酬月額が20万円となっているが、当時は下がることはないので22万円から23万円のはずであると主張している。

しかしながら、A所は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保存年限経過により廃棄していることから、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができないが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和60年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額に基づいて決定している。」と供述している。

また、申立人のA所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社が加入しているB基金の加入員記録を確認しても、申立期間当時の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者原票について遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人が申立てどおりの厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人が主張する標準報酬



月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで  
国（厚生労働省）の記録によると、A株式会社の子会社であるB株式会社（現在は、有限会社C）に昭和 45 年 10 月 1 日から勤務していたが、A株式会社における被保険者資格取得日が 46 年 10 月 1 日となっており、申立期間の被保険者期間が 12 か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社及び有限会社Cの事業主の供述から、申立人は、申立期間において、A株式会社又はB株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間の所属について「B株式会社に勤務していた。」と供述するとともに、「同社の従業員は一人で、社長と二人で業務を行っていた。」と供述していることから、申立期間における当該事業所は、厚生年金保険法が適用されない事業所であったと判断される上、オンライン記録において、同社の商業登記簿で確認できる事業主又は住所等で、「B株式会社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 46 年 10 月 1 日であるところ、申立人は、「入社後 1 年後から 2 年後くらいから所属がB株式会社かA株式会社か曖昧になった。時期は不明だが、社長から『B株式会社は社会保険に加入できないが、A株式会社の従業員として加入させる。』と言われた。」と供述し、当該供述については事業主も認めている上、申立人に係るオンライン記録と当該供述は一致

している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月頃から 38 年 3 月頃まで  
② 昭和 38 年 8 月頃から同年 11 月 10 日まで

株式会社A（現在は、B株式会社）に勤務していた申立期間①及び株式会社Cに勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①は住み込みによるD業務等、申立期間②は主にE業務に従事していた。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、複数の同僚の供述から期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間に係る株式会社Aの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が申立人と同様の業務内容を行っていたと記憶している同僚4人についても、上記名簿において厚生年金保険の記録を確認できない。

また、B株式会社は、「弊社で独自に作成している社会保険管理簿（昭和22年12月から記載）には、申立人の在籍記録及び社会保険加入記録は無い。申立人のように住み込みによるD従事者の厚生年金保険の加入については不明である。」と回答している。

さらに、同僚によると、「当時の社長夫婦及び総務部長は、既に亡くなっているので申立期間当時の状況を知っている者はいないと思う。家事手伝い従事者の厚生年金保険加入等、一般社員と同じかどうかは分からない。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、株式会社Cに勤務していたと申し立てているが、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、当該事業所は、昭和40年10月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主二人の住所が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等について確認することができない。  
また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が記憶していた同僚3人（うち1人は申立人とほぼ同様の業務内容）も、厚生年金保険の記録を確認できない。  
さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間を含む昭和33年1月から39年11月まで、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が無いことが確認できる。
- 3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。  
また、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月 17 日から 59 年 4 月頃まで  
② 昭和 59 年 10 月頃から 60 年 6 月頃まで

A 株式会社が経営していた B 店「C」で勤務していた期間及び有限会社 D においては、昭和 59 年 10 月頃から 60 年 6 月頃まで E 担当として勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 株式会社の元事業主は、「当時の総支配人に聞いたところ、申立人は勤務していたとのことである。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、元事業主は、「事業所は既に無く、当時の資料は残っていないため、申立人が勤務していたかは不明。また、申立人の申立てどおりの厚生年金保険料の控除についても不明。」としている上、「今まで、このような申出は無く、一人だけ厚生年金保険の被保険者として除くようなことは無いが、何らかの理由で厚生年金保険の被保険者から漏れたのではないかと思う。」と供述している。

また、申立期間当時、A 株式会社に勤務していて連絡先が判明した元同僚 3 人に照会し、回答のあった 3 人のうち 2 人は、「申立人が勤務していたかどうかは不明。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

2 申立期間②について、申立人の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社Dに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人が勤務していたこと及び申立人の申立てどおりの厚生年金保険料の控除についても不明。」と供述している。

また、当該事業所に勤務していて連絡先が判明した元同僚6人に照会し、回答のあった4人のうち3人は、「申立人について覚えていない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

3 一方、E市及びF町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和57年8月1日に国民年金に加入(昭和57年9月8日受付)し、62年6月1日に資格喪失しており、申立期間①及び②において、国民年金の被保険者であったことが確認できる。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 23 日から 54 年 5 月 16 日まで  
A株式会社における厚生年金保険の加入記録に昭和 53 年 10 月 23 日から 54 年 5 月 16 日まで空白があるが、同社にはBとして継続して勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人が昭和 53 年 10 月 23 日に資格喪失し、54 年 5 月 16 日に資格取得していることが確認できるとともに、当該事業所が加入するC基金の記録もオンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していたと主張しているが、当該事業所における雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 53 年 10 月 22 日に離職し、54 年 5 月 16 日に資格取得していることが確認できる上、53 年 10 月 23 日に離職票が交付され、失業手当の支給のための受給者番号が付与されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、同僚の一人が「申立人は、昭和 53 年 9 月か同年 10 月頃に一時退職し、54 年 5 月頃再入社したと思う。」旨の供述をしている。

加えて、A株式会社は、保険料の控除については確認できる資料が無いことから不明と回答しているとともに、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票



等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。